

独立行政法人産業医学総合研究所 職員給与規程

（平成13年 4月1日施行）
（平成16年 4月1日改正）

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人産業医学総合研究所就業規則（以下「就業規則」という。）第18条の規定に基づき、独立行政法人産業医学総合研究所（以下「産医研」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令の適用）

第2条 この給与規程に定めのない事項については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）人事院規則その他関係通達の例によることとする。

（適用の範囲）

第3条 この規程は、産医研の職員（以下「職員」という。）に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、臨時に勤務する職員、常時勤務を要しない職員及び任期付き研究員については別に定めるところによる。

3 この規程は、国家公務員法（昭和22年法律第120号。（以下「公務員法」という。））第81条の4第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）又は第81条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に適用する。

（給与の種類）

第4条 職員の給与は、次のとおりとする。

（1）基本給

（イ）俸給

（ロ）扶養手当

（ハ）調整手当

（2）諸手当

（イ）職務手当

（ロ）住居手当

（ハ）初任給調整手当

（ニ）時間外勤務手当

（ホ）休日給

(ヘ) 管理職員特別勤務手当

(ト) 期末手当

(チ) 勤勉手当

(リ) 通勤手当

2 産医研の業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の支払及び控除)

第5条 給与は、職員に対し、通貨で職員にその全額を支払う。ただし、職員代表との書面協定及び書面による個々の職員の申し出又は同意により、その指定する金融機関の口座に振り込むことにより給与を支払うものとする。

2 次に掲げるものは、給与から控除するものとする。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 共済組合掛金(短期・長期・介護)

(4) 宿舍費

(5) 職員代表との書面による協定により給与から控除することとしたもの

(給与の支給日)

第6条 職員の給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)の支給日は、毎月16日(16日が独立行政法人産業医学総合研究所勤務時間等規程(以下「勤務時間等規程」という。)第7条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその前日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日))とし、当月1日から当月末日までの俸給、扶養手当、職務手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当及び当該規程第29条第2項に規定する通勤手当並びに前月1日から前月末日までの時間外勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当を支給する。

(給与の日割計算)

第7条 新たに職員になった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、前条に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(給与台帳)

第8条 理事長は、給与台帳を作成しなければならない。

2 給与は、給与台帳に基づいて支払うものとする。

(端数計算)

第9条 勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(職員の俸給及び俸給表)

第10条 俸給は、勤務時間等規程第1条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬である。

2 俸給は月額制とし、その月額は、次の俸給表に定めるところによる。

(1) 研究職俸給表(別表1)

(2) 事務職俸給表(別表2)

(3) 技能・労務職俸給表(別表3)

3 再任用職員の俸給は月額制とし、その額は、前項第1号から第3号の俸給表の再任用職員の欄に定める額とする。

4 再任用短時間勤務職員の俸給は月額制とし、その額は、前項で定めた額に勤務時間規程第1条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 前項の規定による俸給月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

(俸給の決定)

第11条 職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑困難及び責任の度に基づき、かつ勤務の強度、勤務環境その他の勤務条件を考慮して俸給表において定める級及び号俸により決定する。

(初任給及び昇格等)

第12条 新たに職員となった者の俸給の決定又は職員が俸給表の職位の級の適用を異にすることとなった場合若しくは異なる俸給表の適用を受けることとなった場合における俸給の決定は、別に定めるところによる。

(昇給)

第13条 職員が、現に受けている号俸を受けるに至ったときから12月を下らない期間を、良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。

2 職員の勤務成績が特に優秀である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項

に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号俸より2号俸以上上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行うことができる。

- 3 職員が現に受けている俸給月額が、その者の属する職位の級における最高号俸の額である場合には、その者が同一の職位の級に属する間は昇給しない。ただし、それらの俸給月額を受けている職員で、その俸給月額を受けるに至った時から24月（その俸給月額が職位における俸給の幅の最高額である場合にあっては、18月）を下らない期間を良好な成績で勤務した者、勤務成績が特に良好である者等については、その職員の属する職位における俸給の幅の最高額を超えて、昇給させることができる。
- 4 55歳（技能・労務職俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した日の属する年度の末日を超えた職員は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に優秀であるものについては、その職員の属する職位の級の幅の中において1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
- 5 昇給の期日は、毎年1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日とする。

（扶養手当）

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（1）配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

（3）60歳以上の父母及び祖父母

（4）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5）重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,500円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その

職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を第5条第1項の給与の支給をなす者に届出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合は除く。)
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合は除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日から開始し、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 4 扶養手当の支給方法については、第7条の規定を準用する。

(調整手当)

第16条 調整手当は、すべての職員に支給する。

- 2 調整手当の月額、俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に、100分の10を乗じて得た額とする。

- 3 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人（以下「国等の機関」という。）に使用される者であった者が、引き続き産医研に採用され、当該採用となった施設に係る調整手当の支給割合が、当該採用の日の前日に引き続き6箇月を超えて在勤していた国等の機関において支給を受けていた調整手当の支給割合に達しないときは、前項の規定にかかわらず、当該採用となった日から2年を経過する日までの間、採用の日から1年を経過する日までの間は採用の前日に在勤していた国等の機関において支給を受けていた調整手当の支給割合を用いて算出した調整手当（当該採用となった日の前日に在勤していた国等の機関において支給を受けていた調整手当の支給割合が当該採用後に改訂された場合にあっては、当該採用となった日の前日の支給割合による調整手当）を支給し、その後採用の日から2年を経過する日までの間は当該支給割合に100分の80を乗じて得た割合に引き下げた支給割合（前項で規定する支給割合を下回るときは、前項の支給割合）を用いて算出した調整手当を支給する。
- 4 調整手当の支給方法については、第7条の規定を準用する。

（職務手当）

- 第17条 職務手当は、管理又は監督の地位にある別表4に掲げる職員に対し支給することとし、その月額は、当該職員の俸給月額に同表に掲げる支給率を乗じて得た額とする。
- 2 職務手当の支給方法については、第7条の規定を準用する。

（住居手当）

- 第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
 - (2) 当該職員の所有に係る住宅（別に定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他理事長が別に定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員
次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

□ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円

3 次の各号の一に掲げる職員は、第1項第1号に規定する職員には該当しない。

(1) 国、又は企業から宿舍を貸与された職員

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者（第14条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅並びに別に定めるこれらに準ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

4 前3項に規定するもののほか、一般職給与法に準ずる。

（初任給調整手当）

第19条 初任給調整手当は、医師又は歯科医師の免許を有する者であって、免許取得後の経過年数が35年以内の職員に支給する。

2 初任給調整手当の月額は、支給期間の区分に応じた別表5に掲げる額とする。

3 初任給調整手当の支給方法については、第7条の規定を準用する。

（時間外勤務手当）

第20条 勤務時間等規程第5条の規定により正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

第21条 勤務時間等規程第5条の規定により、休日において、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与の額の算出）

第22条 第20条、第21条、第23条、第32条第5項、第33条第1項及び第34条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給に対する調整手当及び初任給調整手当の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除した金額とする。

2 前項に規定する1年間の起算日は、毎年4月1日とする。

(休日給)

第23条 勤務時間等規程第7条に規定する休日において、正規の勤務に就くことを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

(時間外勤務手当及び休日給の適用除外)

第24条 第20条、第21条及び第23条の規定は、第17条の規定により職務手当を支給される職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第17条の規定に基づき職務手当の支給を受けている職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し(引き続き国等の機関の職員となった場合を除く。)又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、一般職給与法の期末手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるそのものの在職期間(国等の機関の職員であった者で引き続き研究所の職員となった者については、それらの職員であった期間を通算することができる。)の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6か月 | 100分の100 |
| (2) 5か月以上6か月未満 | 100分の80 |
| (3) 3か月以上5か月未満 | 100分の60 |
| (4) 3か月未満 | 100分の30 |
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給、扶養手当及びこれらに対する調整手当の月額合計額とする。
 - 4 事務職俸給表の適用を受ける職員でその職位の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき別表6で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項の規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額合計額に、職員の区分に応じて、同表に掲げる加算割合を乗じて得た額（別表7に掲げる職員にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
 - 5 就業規則第24条第1項第1号、第2号及び結核性疾患により休職した期間があるときは、当該休職期間にかかる期末手当については、在職期間は、当該休職期間の100分の50とする。
 - 6 就業規則第42条の規定により停職された期間があるときは、当該期間は前項の在職期間から控除する。

（勤勉手当）

- 第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績及び在職期間（国等の機関の職員であった者で引き続き産医研の職員となった者については、それらの職員であった機関を通算することができる。）に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し（引き続き国等の機関の職員となった場合を除く。）又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額合計額を加算した額に別に定める割合（その割合は、一般職給与法第19条の7に定める支給割合に準ずるものとする。）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額合計額とする。

4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「次条第3項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

(期末手当及び勤勉手当に係る不支給等)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、第26条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当及び勤勉手当は支給しない。

- (1) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する基準支給日の前日までの間に就業規則第41条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する基準支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げるものを除く。）で、その離職した日から当該基準支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの
- (3) 次項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給日の変更処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

2 理事長は、期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる職員で当該基準支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当及び勤勉手当の支給日を変更することができる。

- (1) 離職した日から当該基準支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該基準支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当及び勤勉手当を支給することが、産医研の信用を確保し、期末手当及び勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

3 理事長は、前項の規定による期末手当及び勤勉手当の支給日の変更処分（以下「変更処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに（支給日を確定して）支払わなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、変更処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他、変更処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

- (1) 変更処分を受けた者が当該変更処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 変更処分を受けた者について、当該変更処分の理由となった行為に係る刑事事件に

つき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 変更処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該変更処分に係る期末手当及び勤勉手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 4 前項の規定にかかわらず、理事長は、変更処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、支給日を確定して支払うことを妨げるものではない。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあつては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、当該運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、そ

れぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実状の変更に伴う支給額の改正その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、一般職給与法に準ずる。

（国際機関へ派遣した職員の給与）

第30条 就業規則第24条第1項第4号による国際機関への派遣を命ぜられたことにより休職となった職員には、俸給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当の合計額の100分の70を支給する。ただし、派遣先の勤務に対して支給される給与の

額が低いと理事長が認めるときは、100分の100を限度に増額することができる。

- 2 派遣先の国際機関等から報酬を受ける場合は、報酬額を給与から控除する。ただし、派遣先の生活事情等により減額することが適当でないとして理事長が認めるときは、控除額を減額することができる。

(休暇の際の給与)

第31条 勤務時間等規程第9条、第11条、第13条及び第14条に規定する休暇の期間については、給与の全額を支給する。

(欠勤者等の給与)

第32条 職員が業務上の傷病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤した場合は、その欠勤の全期間について給与の全額を支給する。

- 2 職員が業務外の傷病により欠勤した場合(勤務時間等規程第17条の無断欠勤(以下「無届欠勤」という。)として取り扱われた場合を除く。)は、その欠勤の期間が欠勤を始めた日から90日間、結核性患者については1年間、俸給、調整手当、扶養手当及び住居手当の全額を支給する。
- 3 前項の欠勤の期間には、休日を通算するものとする。
- 4 職員が第1項及び第2項の事由以外の事由により欠勤した場合(無届欠勤として取り扱われた場合を除く。)はその欠勤の期間(勤務時間等規程第3章の休暇の日数を除く。以下同じ。)が1か月に達するまでは俸給、調整手当、扶養手当及び住居手当の全額を支給し、1か月を超えたときはその1か月を超えた期間につき、俸給、調整手当、扶養手当及び住居手当の合計額の100分の50を支給する。
- 5 勤務時間等規程第17条の規定による無断欠勤等として取り扱われた職員に対しては、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(介護休暇に係る給与)

第33条 職員が、勤務時間等規程第12条に規定する介護休暇(以下この条において「介護休暇」という。)により勤務をしない場合には、その勤務をしない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

- 2 介護休暇を受けた職員が再び勤務するに至ったときは、当該介護休暇を受けた期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、本俸月額を調整し又は第12条第1項に規定する期間を短縮することができる。

(育児休業等に係る給与)

第34条 職員が、勤務時間等規程第18条に規定する育児休業(以下「育児休業」と

いう。)をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、国家公務員の例に準じて、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとして、俸給月額を調整し、又は第13条第1項に規定する期間を短縮することができる。
- 5 職員が、勤務時間等規程第19条に規定する勤務時間の短縮により勤務をしない場合には、その勤務をしない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 6 前3項に規定するもののほか、育児休業等に係る給与について必要な事項は、一般職給与法に準ずる。

(休職者の給与)

- 第35条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。
- 2 職員が業務外の傷病により、就業規則第24条第1項第1号に規定された休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、休職を命ぜられた日から1年間について、俸給、調整手当、扶養手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給する。また、結核性疾患にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間が2年間に達するまでは、俸給、調整手当、扶養手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給する。その後、休職期間が2年を超えた場合には、その休職の延長期間中、俸給、調整手当、扶養手当、住居手当及び期末手当の100分の60を支給する。
 - 3 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、俸給、調整手当、扶養手当及び住居手当の100分の60の範囲内において理事長が定める額を支給することができる。
 - 4 前3項に規定する事由以外の事由により休職を命ぜられたときは、俸給、調整手当、扶養手当、住居手当及び期末手当の全部又は一部を支給することができる。

(停職者の給与)

- 第36条 職員が就業規則第42条の停職の処分を受けたときは、その停職期間中に係る給与は、支給しない。

(給与の非常時払)

第 3 7 条 職員又はその収入によって生計を維持する者が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、やむを得ない事由による1週間以上の帰郷その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与(期末手当及び勤勉手当を除く。) の支給を請求した場合には、第 6 条の規定にかかわらず請求の日までの分を日割りによって計算し、その際に支払う。

(実施に関し必要な事項)

第 3 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(再任用職員及び再任用短時間勤務職員の適用除外)

第 3 9 条 第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 8 条及び第 1 9 条の規定は、再任用職員及び再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 1 1 年 4 月 1 日(以下「基準日」という。) 前から引き続き国家公務員の身分を有する職員のうち、基準日において 5 5 歳を超えている職員の昇給については、なお従前の例による。
 - (2) 基準日前から引き続き国家公務員の身分を有する職員のうち、基準日後に 5 5 歳を超える職員で、基準日において 5 0 歳を超え 5 5 歳を超えていない職員については、第 1 3 条第 4 項の規定にかかわらず、5 5 歳に達した日後も、次の各号に定めるところにより、昇給させることができる。
 - イ 基準日において 5 3 歳を超えている職員については、5 5 歳に達した日後も、なお従前の例により昇給させることができる。
 - ロ 基準日において 5 3 歳を超えていない職員については、5 5 歳に達した日後も、1 回に限り、なお従前の例により昇給させることができる。ただし、5 5 歳に達した日の翌日からこの号の規定による昇給をさせようとする日までの間においてその属する職位又はその受ける号俸に異動のあった職員で当該異動後の俸給月額を決定する際の計算の過程においてこの号の規定による昇給をしたこととされたものその他別に定める職員については、この号の規定による昇給をさせることができない。
- 3 独立行政法人設立の際、旧厚生労働省産業医学総合研究所の職員であった者であって、引き続き産医研の職員となったものの在職期間の算定については、厚生労働省産業医学総合研究所の職員であった期間を産医研の職員として引き続いた在職期間とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 1 4 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 1 5 年 1 1 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 (削除)

(平成 1 5 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 (削除)

(調整手当に関する経過措置)

- 4 平成 1 6 年 4 月 1 日以降、改正前の第 1 6 条第 3 項の規定の適用を受けている職員に対する改正後の同項の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 国、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 2 6 年法律第 9 9 号）第 1 条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 1 5 号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人（以下「国等の機関」という。）に使用される者であった者が、引き続き産医研に採用され、当該採用となった施設に係る調整手当の支給割合が、当該採用の日の前日に在勤していた国等の機関において支給を受けていた調整手当の支給割合に達しないときは、前項の規定にかかわらず、当該採用となった日から 3 年を経過する日又は平成 1 8 年 3 月 3 1 日のいずれか早い日までの間、採用の日から平成 1 7 年 3 月 3 1 日までの間は採用の前日に在勤していた国等の機関において支給を受けていた調整手当の支給割合を用いて算出した調整手当（当該採用となった日の前日に在勤していた国等の機関において支給を受けていた調整手当の支給割合が当該採用後に改訂された場合にあっては、当該採用となった日の前日の支給割合による調整手当）を支給し、その後採用の日から 3 年を経過する日又は平成 1 8 年 3 月 3 1 日のいずれか早い日までの間は当該支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合に引き下げた支給割合（前項で規定する支給割合を下回るときは、前項の支給割合）を用いて算出した調整手当を支給する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

研究職俸給表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1			255,100	296,700	340,400
2	134,500	183,500	268,300	310,500	352,500
3	138,900	193,300	281,700	324,300	364,800
4	144,000	202,400	294,900	338,200	377,100
5	150,300	211,500	308,300	348,900	389,000
6	157,800	221,000	322,000	358,700	401,600
7	166,300	232,500	335,600	368,300	414,400
8	175,300	243,800	345,600	377,900	427,900
9	183,600	255,100	354,900	387,200	441,100
10	190,900	264,900	363,400	396,300	454,100
11	198,300	275,100	371,000	405,200	467,000
12	206,000	285,000	377,800	413,900	479,400
13	213,700	292,200	384,200	422,400	491,600
14	221,500	298,900	390,300	430,700	503,300
15	229,700	305,600	396,300	438,300	514,800
16	238,000	312,200	402,200	445,800	526,100
17	244,300	318,800	407,300	453,200	537,700
18	250,400	325,500	411,600	460,500	548,100
19	256,500	331,900	416,000	467,000	555,900
20	262,400	338,200	420,000	473,700	562,800
21	267,800	344,500	423,900	478,700	568,700
22	273,100	349,300	427,700	483,200	573,900
23	278,200	353,400	431,500	487,000	577,900
24	283,200	356,200	434,900		
25	287,900	359,000	438,200		
26	291,700	361,800	441,500		
27	295,300	364,600			
28	298,200	367,400			
29	300,600	370,100			
30	302,600	372,800			
31	304,700	375,500			
32	306,600				
33					
再任用職員	217,600	263,400	297,500	340,400	396,000

別表 2

事務職俸給表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1			184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
23			300,000	353,000	373,800	413,300					
24			302,000	355,200	376,400	416,700					
25			303,900	357,600	379,000						
26			305,700	359,800	381,600						
27			307,600	362,100							
28			309,600	364,300							
29			311,500								
30			313,400								
31			315,300								
32			317,100								
再任用職員	150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

別表 3

技術・労務職俸給表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1		165,000	183,700	201,200	226,300	254,600
2	120,600	171,800	189,600	207,200	233,200	261,900
3	124,300	177,700	195,400	213,400	240,100	269,200
4	128,100	183,700	201,100	220,000	247,200	277,200
5	131,900	189,000	207,100	226,200	253,900	285,200
6	136,000	193,900	213,300	232,900	260,700	293,500
7	140,700	198,900	219,900	239,100	267,300	301,900
8	145,500	204,200	225,700	244,900	273,500	310,000
9	151,500	209,400	231,800	250,600	279,200	318,000
10	157,500	214,500	237,600	256,400	284,600	325,500
11	164,700	219,900	243,100	261,700	290,100	333,000
12	171,400	224,900	248,700	266,800	295,400	340,000
13	177,200	229,700	253,800	271,800	300,700	347,000
14	182,700	234,500	258,900	276,700	305,600	353,100
15	187,400	239,300	263,700	281,400	310,200	359,200
16	191,800	243,400	268,200	286,100	314,800	365,100
17	196,200	247,400	272,900	290,100	319,000	370,700
18	200,000	251,200	277,500	293,600	323,300	376,000
19	203,600	254,400	281,800	296,800	327,300	380,900
20	206,500	256,700	285,400	299,700	331,000	385,400
21	209,500	258,800	288,000	302,500	334,400	389,800
22	212,300	260,700	290,300	305,100	337,500	394,000
23	215,200	262,000	292,600	307,800	339,900	397,200
24	217,900	263,400	294,600	310,200	342,400	
25	220,200	265,000	296,600	312,600	344,600	
26	222,300	266,700	298,500	314,700	347,000	
27	224,400	268,300	300,300	316,800	349,200	
28	226,600	270,000	302,200	318,700		
29	228,500	271,500	304,000	320,900		
30	230,500	273,100	305,900	323,100		
31	232,400	274,700	307,700	325,100		
32	234,000	276,400	309,500			
33		277,900				
再任用職員	193,300	204,800	212,100	228,500	253,800	286,800

別表 4

職務手当

職位の区分	支給率
企画調整部長	25%
企画調整部長以外の部長	20%
センター長 研究企画官 研究調整官 4・5級の研究交流官 庶務課長 4・5級の主任研究官 室長	16%
3級の主任研究官	12%

別表 5
初任給調整手当

期間の区分	金額
	円
1年未満	50,200
1年以上2年未満	50,200
2年以上3年未満	50,200
3年以上4年未満	50,200
4年以上5年未満	50,200
5年以上6年未満	50,200
6年以上7年未満	48,400
7年以上8年未満	46,600
8年以上9年未満	44,800
9年以上10年未満	43,000
10年以上11年未満	41,200
11年以上12年未満	39,400
12年以上13年未満	37,600
13年以上14年未満	35,800
14年以上15年未満	34,400
15年以上16年未満	33,000
16年以上17年未満	31,600
17年以上18年未満	30,200
18年以上19年未満	28,800
19年以上20年未満	27,400
20年以上21年未満	26,000
21年以上22年未満	25,400
22年以上23年未満	24,800
23年以上24年未満	23,900
24年以上25年未満	23,200
25年以上26年未満	22,600
26年以上27年未満	22,000
27年以上28年未満	21,400
28年以上29年未満	20,700
29年以上30年未満	20,400
30年以上31年未満	20,000
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900

別表 6

職位別加算率

職位の区分	支給率
部 長	20%
センター長 研究企画官 研究調整官 5級の研究交流官 庶務課長 5級の主任研究官 5級の室長	15%
4級の研究交流官 4級の室長 3・4級の主任研究官 企画専門官	10%
2級の研究員※	5%
事務職俸給表及び技能・労務職俸給表4級以上で上記以外の者	

※採用後5年以上経過した者

別表 7

管理職の加算割合

職位の区分	支給率
企画調整部長	25%
部 長	15%